

陸上自衛隊米子駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	鳥取県米子市	両三柳二千六百三番地
対象防衛関係施設 の区域	鳥取県米子市	両三柳（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	鳥取県米子市	上後藤三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、河崎（次の図面に示す部分に限る。）、三本松四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新開四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目、西福原六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び九丁目、米原五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び九丁目並びに両三柳（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 北緯三十五度二十八分五秒、東経百三十三度十九分七秒の点</li> <li>二 北緯三十五度二十八分七秒、東経百三十三度十九分十六秒の点</li> <li>三 北緯三十五度二十八分七秒、東経百三十三度十九分三十五秒の点</li> <li>四 北緯三十五度二十七分五十五秒、東経百三十三度二十分十七秒の点</li> <li>五 北緯三十五度二十七分四十七秒、東経百三十三度二十分二十八秒の点</li> <li>六 北緯三十五度二十七分四十七秒、東経百三十三度二十分三十秒の点</li> <li>七 北緯三十五度二十七分四十四秒、東経百三十三度二十分三十一秒の点</li> </ul>
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</li> <li>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺</li> </ul>		

地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

# 陸上自衛隊米子駐屯地周辺地域 (鳥取県米子市両三柳2603番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

